

飯山市告示第34号

飯山市家庭用等 LED 照明取替工事費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

飯山市長 江沢 岸生

飯山市家庭用等 LED 照明取替工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅等において既存の蛍光灯等を LED 照明に取り替える工事（以下「取替工事」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) LED 照明 発光ダイオードを光源とする照明であり、電球形、直管型、環形型（ペンダントライト及びシーリングライトを含む。）等の照明用ランプをいう。
- (2) 住宅等 1年間に概ね半分以上の日数を使用している自ら居住する市内の既存住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）をいう。
- (3) 管理者等 前号の住宅等を管理する者又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、本市の区域内に住所を有する管理者等であつて、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅等（過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けて取替工事を実施した住宅等を除く。）に設置する目的で市内に本店のある電気工事を行う事業者に取替工事を発注した者
- (2) 市税に滞納がない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、取替工事に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費の総額の4分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、その額が1万円を超えるときは、1万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、飯山市家庭用等 LED 照明取替工事費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同項に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 飯山市家庭用等 LED 照明取替工事費補助金取替量等の内訳書（様式第 2 号）
- (2) 取替予定の LED 照明のメーカー、品名、消費電力等がわかる書類
- (3) 申請者の氏名、工事予定年月、取替本数、補助対象経費の見込額が記載されたもの（見積書等）
- (4) その他 市長が必要とする書類

2 前項の規定による申請書は、取替工事を実施する日の 7 日前までに市長に提出するものとする。
（交付決定）

第 7 条 規則第 6 条に規定する決定の通知は、飯山市家庭用等 LED 照明取替工事費補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

（実績報告書）

第 8 条 規則第 12 条第 1 項の補助事業等実績報告書は、飯山市家庭用等 LED 照明取替工事費補助金実績報告書（様式第 4 号）によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、取替工事の完了した日から起算して 30 日を経過した日とする。

（交付請求）

第 9 条 規則第 14 条の 3 の補助金等交付請求書は、飯山市家庭用等 LED 照明取替工事費補助金交付請求書（様式第 5 号）によるものとする。

（補則）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。